

平成22年度から 国民健康保険税の普通徴収の仮算定を廃止します

国民健康保険税（普通徴収）の4月から6月までは、保険税の算定に必要な前年の所得の確定が6月以降になるため、前年度の保険税額を基に計算する仮算定を行っていました。

このため、普通徴収の納税通知書は仮算定時（4月）と本算定時（7月）の2回発送しており、保険税額決定までの過程が複雑で理解しにくいものになっていました。そのため4月からの仮算定を廃止し、本算定（7月）のみとし、納期を10期から9期に変更します。

■平成21年度まで(改正前) 10期

仮算定期間			本算定期間						
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

■平成22年度から(改正後) 9期

本算定期間								
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◎特別徴収（年金天引）の場合は、現在の保険税算定方法と納期は変更ありません。

平成22年度から 軽自動車税の納期を4月から5月に変更します

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されるため、これまでの4月納期では、3月中に県外で廃車を行った場合の情報が、課税直前又は課税後に通知されており誤課税が発生していました。

それを防ぐため平成22年度から軽自動車税の納期を4月から5月に変更します。

平成22年度市県民税申告のご案内

平成22年度（21年中所得）の市県民税（国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料）の申告受付を2月15日(月)から各会場で行います。（会場や時間等は市報くにさき2月号に掲載します。）

1月20日(水)発送の区長文書で、市県民税申告書、申告案内文書、申告日程表の3種類を全戸配布します。

なお、市県民税申告書等が不足する場合は、本庁税務課または各総合支所地域総務課に備えています。また、各申告会場にも準備しています。

申告会場の変更

一部の地区については申告会場の変更がありますので、申告日程表をご覧になってお間違えのないようにしてください。また、**国東地区**におきまして、**昨年までは地区相談日以外に「本庁舎前会議室会場」を設けていましたが、今年から設置しませんので、各地区会場および全地区対応日の会場をご利用ください。**

市県民税の住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）の調整

市県民税に対する住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）で、所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった分は、平成22年度課税分の市県民税（所得割）から控除されます。

平成11年から18年までに住宅を取得した人で年末調整や確定申告において、平成21年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は3月15日(月)までに、昨年と同様、本庁税務課および各総合支所地域総務課で「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

申告書は本庁税務課および各総合支所地域総務課に用意しています。申告の際には源泉徴収票、印鑑が必要ですので必ず持参してください。

※昨年は対象者に事前にお知らせしていましたが、今年は通知しませんのでご了承願います。

※平成19年、20年に住宅を取得した場合は、市県民税の住宅ローン減税の対象ではありませんのでご注意ください。

問い合わせ 税務課 ☎0978-72-5162